

N D C 社発 22-280号  
2022年 9月15日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村舟石川622番地12  
MHI原子力研究開発株式会社  
取締役社長 南雲 浩行

核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第1項の規定に基づき、別紙のとおり保安規定の変更認可の申請をします。

(別 紙)

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称 MH I 原子力研究開発株式会社  
住 所 〒319-1111 茨城県那珂郡東海村舟石川622番地12  
代表者の氏名 取締役社長 南雲 浩行  
事業所の名称 MH I 原子力研究開発株式会社  
事業所の住所 〒319-1111 茨城県那珂郡東海村舟石川622番地12

2. 変更の内容

- (1) 別表第5（年間予定使用量）に「使用済燃料（1F燃料デブリ）（初期濃縮度5%未満）」を追加する。また、「使用済燃料（初期濃縮度5%未満）(3.7TBq以上)」の最大存在量及び延べ取扱量を4000kg-Uから3999.99kg-Uに変更する。また、別表13（貯蔵施設の最大収納量）の試験後試片用ストレージピットの最大収納量に1F燃料デブリを追加する。
- (2) 別表第9（管理区域内における線量当量率等の測定）及び別表第16（核燃料物質の使用等に関する記録）に測定の頻度に関する補足事項を追加する。
- (3) 第二章 保安及び保安品質マネジメントに関する組織に関し、以下の変更をおこなう。
  - ① マネジメントシステムに関する名称の変更。
  - ② 「3.7 保安品質保証責任者」に、保安品質保証責任者の指名に関する記載を追加。
- (4) その他文書の見直し  
詳細を別添に示す。

3. 変更の理由

- (1) 1F燃料デブリの取扱いを追加するため。
- (2) 管理区域内における線量当量率等の測定頻度の合理化による見直しのため。
- (3) ①社内マネジメントシステム統合による用語の見直しのため。  
②保安品質保証責任者の選任範囲の拡大のため。
- (4) 記載の適正化のため。

4. 施行日

変更後の保安規定については、原子力規制委員会による認可日以降、社長が定める日から施行する。

核燃料物質使用施設等保安規定  
変更認可申請書

新旧対照表

2022年9月15日

MHI 原子力研究開発(株)

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

変更前	変更後	理由
<p>燃料ホットラボ施設</p> <p>核燃料物質使用施設等</p> <p>保安規定</p> <p>(H-35)</p> <p>2022年3月 改定18</p> <p>MH I 原子力研究開発株式会社</p>	<p>燃料ホットラボ施設</p> <p>核燃料物質使用施設等</p> <p>保安規定</p> <p>(H-35)</p> <p><u>2022年9月 改定19</u></p> <p>MH I 原子力研究開発株式会社</p>	<p>(4)記載の適正化のため</p>

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

変更前	変更後	理由
<p>第1章 総則（省略）</p> <p>第2章 保安及び保安品質マネジメントに関する組織（省略）</p> <p>第2章の2 保安品質マネジメント計画</p> <p>第9条の3</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総則（省略）</li> <li>2. 保安品質マネジメントシステム</li> <li>2.1～3（省略）           <p>4 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。</li> <li>(2) プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にする。</li> <li>(3) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安に係る組織の保安活動の状況を示す指標（以下、「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にする。なお、保安活動指標には、原子力規制検査等に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第一号）第5条に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るもの）を除く。）を含む。</li> <li>(4) プロセスの運用並びに監視及び測定（以下、「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。</li> <li>(5) プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合を除く。</li> <li>(6) プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を実施する。</li> <li>(7) プロセス及び保安に係る組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</li> <li>(8) 原子力の安全とそれ以外の事項において、意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係るセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</li> </ol> </li> <li>5～7（省略）</li> <li>2.2 保安品質マネジメントシステムの文書化           <p>保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステムを確立するために必要な以下の文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 品質方針及び品質目標</li> <li>(2) 当社の品質マネジメントシステム全体を規定した文書（以下、「品質保証マニュアル」という。）〔一次文書〕</li> <li>(3) 本規定が要求する手順及び実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理を規定した文書（以下、「保安品質保証計画書」という。）及び記録〔二次文書〕</li> <li>(4) 保安活動のプロセスの有効な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した手順書、指示書、図面等（以下、「手順書等」という。）及び記録〔三次文書〕</li> </ol> </li> </ol>	<p>第1章 総則（変更なし）</p> <p>第2章 保安及び保安品質マネジメントに関する組織（変更なし）</p> <p>第2章の2 保安品質マネジメント計画</p> <p>第9条の3</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総則（変更なし）</li> <li>2. 保安品質マネジメントシステム</li> <li>2.1～3（変更なし）           <p>4 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。</li> <li>(2) プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にする。</li> <li>(3) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安に係る組織の保安活動の状況を示す指標（以下、「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にする。なお、保安活動指標には、原子力規制検査等に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第一号）第5条に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るもの）を除く。）を含む。</li> <li>(4) プロセスの運用並びに監視及び測定（以下、「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。</li> <li>(5) プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合を除く。</li> <li>(6) プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を実施する。</li> <li>(7) プロセス及び保安に係る組織を<u>保安品質マネジメントシステム</u>と整合的なものとする。</li> <li>(8) 原子力の安全とそれ以外の事項において、意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係るセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</li> </ol> </li> <li>5～7（変更なし）</li> <li>2.2 保安品質マネジメントシステムの文書化           <p>保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステムを確立するために必要な以下の文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 品質方針及び<u>保安</u>品質目標</li> <li>(2) 当社の品質マネジメントシステム全体を規定した文書「<u>品質・環境・安全衛生マニュアル</u>」〔一次文書〕</li> <li>(3) 本規定が要求する手順及び実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理を規定した文書「<u>保安品質保証計画書</u>」及び記録〔二次文書〕</li> <li>(4) 保安活動のプロセスの有効な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した手順書、指示書、図面等（以下、「手順書等」という。）及び記録〔三次文書〕</li> </ol> </li> </ol>	<p>(3)①社内マネジメントシステム統合による用語の見直しのため (3箇所)</p>

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

変更前	変更後	理由
<p>2.3 保安品質マニュアル（省略）</p> <p>2.4 文書の管理（省略）</p> <p>2.5 記録の管理（省略）</p> <p>3. 経営責任者等の責任</p> <p>3.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、責任をもって保安品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともにその実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 品質方針を定める。</li> <li>(2) 品質目標が定められているようにする。</li> <li>(3) 要員が健全な安全文化を育成し、維持することに貢献できるようにする。</li> <li>(4) マネジメントレビューを実施する。</li> <li>(5) 資源が利用できる体制を確保する。</li> <li>(6) 関係法令を遵守すること、その他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知する。</li> <li>(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。</li> <li>(8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようとする。</li> </ul> <p>3.2 原子力の安全の確保の重視（省略）</p> <p>3.3 保安品質方針 社長は、次に掲げる事項に適合した品質方針を確立し、維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 組織の目的及び状況に対して適切なものである（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）こと。</li> <li>(2) 要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任をもって関与すること。</li> <li>(3) 保安品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</li> <li>(4) 要員に周知され、理解されていること。</li> <li>(5) 保安品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任をもって関与すること。</li> </ul> <p>3.4 保安品質目標 社長は、保安活動に係る部門において、保安品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められていることを確実にする。なお、品質目標達成のための活動計画には必要に応じて次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 実施事項</li> <li>(2) 必要な資源</li> <li>(3) 責任者</li> <li>(4) 実施事項の完了時期</li> <li>(5) 結果の評価方法</li> </ul> <p>2 社長は、保安品質目標がその達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合的なものとなるようにする。</p> <p>3.5 保安品質マネジメントシステムの計画 社長は、保安品質マネジメントシステムが第9条の3の2.1の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。</p> <p>2 社長は保安品質マネジメントシステムの変更（プロセス及び組織の変更を含む。）が計画され、実施される場合には該当品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持する。この場合は、保安</p>	<p>2.3 保安品質マニュアル（変更なし）</p> <p>2.4 文書の管理（省略）</p> <p>2.5 記録の管理（省略）</p> <p>3. 経営責任者等の責任</p> <p>3.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、責任をもって保安品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともにその実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 品質方針を定める。</li> <li>(2) <b>保安品質目標</b>が定められているようにする。</li> <li>(3) 要員が健全な安全文化を育成し、維持することに貢献できるようにする。</li> <li>(4) マネジメントレビューを実施する。</li> <li>(5) 資源が利用できる体制を確保する。</li> <li>(6) 関係法令を遵守すること、その他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知する。</li> <li>(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。</li> <li>(8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようとする。</li> </ul> <p>3.2 原子力の安全の確保の重視（変更なし）</p> <p>3.3 <b>品質方針</b> 社長は、次に掲げる事項に適合した品質方針を確立し、維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 組織の目的及び状況に対して適切なものである（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）こと。</li> <li>(2) 要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任をもって関与すること。</li> <li>(3) 保安品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</li> <li>(4) 要員に周知され、理解されていること。</li> <li>(5) 保安品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任をもって関与すること。</li> </ul> <p>3.4 保安品質目標 社長は、保安活動に係る部門において、保安品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められていることを確実にする。なお、<b>保安品質目標</b>達成のための活動計画には必要に応じて次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 実施事項</li> <li>(2) 必要な資源</li> <li>(3) 責任者</li> <li>(4) 実施事項の完了時期</li> <li>(5) 結果の評価方法</li> </ul> <p>2 社長は、保安品質目標がその達成状況を評価し得るものであって、かつ、<b>品質方針</b>と整合的なものとなるようにする。</p> <p>3.5 保安品質マネジメントシステムの計画 社長は、保安品質マネジメントシステムが第9条の3の2.1の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。</p> <p>2 社長は保安品質マネジメントシステムの変更（プロセス及び組織の変更を含む。）が計画され、実施される場合には該当<b>保安品質マネジメントシステム</b>が不備のない状態に維持する。この場合は、</p>	<p>(3) ①社内マネジメントシステム統合による用語の見直しのため (5箇所)</p>

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

変更前	変更後	理由
<p>活動の重要度に応じて次の事項を適切に考慮する。なお、プロセス及び組織の変更には、累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。</p> <p>(1) 保安品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき実施した措置を含む。）</p> <p>(2) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p>(3) 資源の利用可能性</p> <p>(4) 責任及び権限の割当て</p> <p>3.6 責任及び権限（省略）</p> <p>3.7 保安品質保証責任者</p> <p>社長は、技術推進・品質保証部長を保安品質保証責任者（保安品質マネジメントシステム管理者）として選任し、保安品質マネジメントに係る業務を統括させるとともに、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(1) プロセスが確立され、実施されるとともにその実効性が維持されているようにすること。</p> <p>(2) 保安品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</p> <p>(3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上すること。</p> <p>(4) 関係法令を遵守すること。</p> <p>3.8 管理者</p> <p>社長は、次に掲げる業務を管理監督する部門長（管理者）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(1) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともにその実効性が維持されているようにすること。</p> <p>(2) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上すること。</p> <p>(3) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>(4) 健全な安全文化を育成し、維持すること。</p> <p>(5) 関係法令を遵守すること。</p> <p>2 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>(1) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>(2) 要員が原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</p> <p>(3) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>(4) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が積極的に当施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>(5) 要員が積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>3 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての強化すべき分野に係るものを持む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>3.9 組織の内部の情報の伝達（省略）</p>	<p>活動の重要度に応じて次の事項を適切に考慮する。なお、プロセス及び組織の変更には、累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。</p> <p>(1) 保安品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき実施した措置を含む。）</p> <p>(2) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p>(3) 資源の利用可能性</p> <p>(4) 責任及び権限の割当て</p> <p>3.6 責任及び権限（変更なし）</p> <p>3.7 保安品質保証責任者</p> <p>社長は、技術推進・品質保証部長（但し、管理者層である他の者を指名することもあり得る）を保安品質保証責任者（保安品質マネジメントシステム管理者）として選任し、保安品質マネジメントに係る業務を統括させるとともに、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(1) プロセスが確立され、実施されるとともにその実効性が維持されているようにすること。</p> <p>(2) 保安品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</p> <p>(3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上すること。</p> <p>(4) 関係法令を遵守すること。</p> <p>3.8 管理者</p> <p>社長は、次に掲げる業務を管理監督する部門長（管理者）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(1) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともにその実効性が維持されているようにすること。</p> <p>(2) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上すること。</p> <p>(3) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>(4) 健全な安全文化を育成し、維持すること。</p> <p>(5) 関係法令を遵守すること。</p> <p>2 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>(1) 保安品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>(2) 要員が原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</p> <p>(3) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>(4) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が積極的に当施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>(5) 要員が積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>3 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての強化すべき分野に係るものを持む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>3.9 組織の内部の情報の伝達（変更なし）</p>	<p>(3)②保安品質保証責任者の選任範囲の拡大のため</p> <p>(3)①社内マネジメントシステム統合による用語の見直しのため</p>

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

変更前	変更後	理由
<p>3.10 マネジメントレビュー</p> <p>社長は、保安品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を実施するため、保安品質マネジメントシステムの評価（以下、マネジメントレビューという。）をあらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>2 保安品質保証責任者は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる事項を報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 内部監査の結果</li> <li>(2) 組織の外部の者の意見（外部監査の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）</li> <li>(3) プロセスの運用状況</li> <li>(4) 使用前検査並びに自主検査等（以下「使用前検査等」という。）の結果</li> <li>(5) 品質目標の達成状況</li> <li>(6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに安全文化についての強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</li> <li>(7) 関係法令の遵守状況</li> <li>(8) 不適合並びには是正処置及び未然防止処置の状況（技術的な進歩により得られたものを含む組織の内外で得られた知見並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</li> <li>(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて実施した措置</li> <li>(10) 保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼす恐れのある変更</li> <li>(11) 部門又は要員からの改善のための提案</li> <li>(12) 資源の妥当性</li> <li>(13) 保安活動の改善のために実施した措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性</li> </ul> <p>3~5 (省略)</p> <p>4. 資源の管理</p> <p>4.1 資源の管理（省略）</p> <p>4.2 要員の力量の確保及び教育計画</p> <p>当社は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下、「力量」という。）が実証されたものを要員とする。</p> <p>2 管理者は要員の力量を確保するため保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 要員に必要な力量を明確に定めること</li> <li>(2) 要員の力量確保のために教育訓練、要員の新たな配属及び雇用等の措置を実施すること。</li> <li>(3) 要員の力量確保のための教育訓練、その他の措置の実効性を評価すること。</li> <li>(4) 要員が自らの個別業務の実施について、以下の事項を認識しているようにすること。</li> </ul> <p>ア、品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>イ、品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>ウ、原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>(5) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、管理する。</p>	<p>3.10 マネジメントレビュー</p> <p>社長は、保安品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を実施するため、保安品質マネジメントシステムの評価（以下、マネジメントレビューといふ。）をあらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>2 保安品質保証責任者は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる事項を報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 内部監査の結果</li> <li>(2) 組織の外部の者の意見（外部監査の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）</li> <li>(3) プロセスの運用状況</li> <li>(4) 使用前検査並びに自主検査等（以下「使用前検査等」といふ。）の結果</li> <li><b>(5) 保安品質目標の達成状況</b></li> <li>(6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに安全文化についての強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</li> <li>(7) 関係法令の遵守状況</li> <li>(8) 不適合並びには是正処置及び未然防止処置の状況（技術的な進歩により得られたものを含む組織の内外で得られた知見並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</li> <li>(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて実施した措置</li> <li>(10) 保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼす恐れのある変更</li> <li>(11) 部門又は要員からの改善のための提案</li> <li>(12) 資源の妥当性</li> <li>(13) 保安活動の改善のために実施した措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性</li> </ul> <p>3~5 (変更なし)</p> <p>4. 資源の管理</p> <p>4.1 資源の管理（変更なし）</p> <p>4.2 要員の力量の確保及び教育計画</p> <p>当社は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下、「力量」といふ。）が実証されたものを要員とする。</p> <p>2 管理者は要員の力量を確保するため保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 要員に必要な力量を明確に定めること</li> <li>(2) 要員の力量確保のために教育訓練、要員の新たな配属及び雇用等の措置を実施すること。</li> <li>(3) 要員の力量確保のための教育訓練、その他の措置の実効性を評価すること。</li> <li>(4) 要員が自らの個別業務の実施について、以下の事項を認識しているようにすること。</li> </ul> <p>ア、<b>保安品質目標の達成に向けた自らの貢献</b></p> <p>イ、<b>保安品質マネジメントシステム</b>の実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>ウ、原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>(5) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、管理する。</p>	<p>(3)①社内マネジメントシステム統合による用語の見直しのため (3箇所)</p>

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

変更前	変更後	理由
<p>5. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施（省略）</p> <p>6. 設計開発及び調達プロセス 6.1～6.8（省略）</p> <p>6.9 調達物品等要求事項 管理者は、次に掲げる調達物品等要求事項の内、該当する事項を調達情報に含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</li> <li>(2) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</li> <li>(3) 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</li> <li>(4) 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</li> <li>(5) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、維持するために必要な要求事項</li> <li>(6) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</li> <li>(7) その他調達物品等に必要な要求事項</li> </ul> <p>6.10～6.14（省略）</p> <p>7. 評価及び改善 7.1～7.6（省略）</p> <p>7.7 データの分析及び評価 保安品質保証責任者は、保安品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び実効性の改善（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスの抽出、改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果からのデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を収集し、分析する。</p> <p>2 保安品質保証責任者は、データの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴、その他分析により得られる知見</li> <li>(2) 個別業務等要求事項への適合性</li> <li>(3) 機器等及びプロセスの特性及び傾向</li> <li>(4) 調達物品等の供給者の供給能力</li> </ul> <p>7.8 繙続的な改善 保安品質保証責任者は、保安品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うため、保安品質方針及び保安品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて、改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施、その他の措置を実施する。</p> <p>7.9～7.10（省略）</p>	<p>5. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施（変更なし）</p> <p>6. 設計開発及び調達プロセス 6.1～6.8（変更なし）</p> <p>6.9 調達物品等要求事項 管理者は、次に掲げる調達物品等要求事項の内、該当する事項を調達情報に含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</li> <li>(2) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</li> <li>(3) 調達物品等の供給者の<b>保安品質マネジメントシステム</b>に係る要求事項</li> <li>(4) 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</li> <li>(5) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、維持するために必要な要求事項</li> <li>(6) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</li> <li>(7) その他調達物品等に必要な要求事項</li> </ul> <p>6.10～6.14（変更なし）</p> <p>7. 評価及び改善 7.1～7.6（変更なし）</p> <p>7.7 データの分析及び評価 保安品質保証責任者は、保安品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び実効性の改善（<b>保安品質マネジメントシステム</b>の実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスの抽出、改良、変更等を行い、<b>保安品質マネジメントシステム</b>の実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果からのデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を収集し、分析する。</p> <p>2 保安品質保証責任者は、データの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴、その他分析により得られる知見</li> <li>(2) 個別業務等要求事項への適合性</li> <li>(3) 機器等及びプロセスの特性及び傾向</li> <li>(4) 調達物品等の供給者の供給能力</li> </ul> <p>7.8 繙続的な改善 保安品質保証責任者は、保安品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うため、<b>品質方針</b>及び保安品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて、改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施、その他の措置を実施する。</p> <p>7.9～7.10（変更なし）</p>	<p>(3) ①社内マネジメントシステム統合による用語の見直しのため (4) 管所</p>
<p>第3章 保安教育 (教育訓練)</p> <p>第 11 条 試験部長は、当施設に係る業務を行う従業員に対し、別表第1の2（1）に掲げるところに従い保安教育を年度ごとに計画する。</p> <p>2 試験部長は、前項の計画に従い保安教育を実施し、その結果を社長へ報告する。</p> <p>3 試験部長は、新たに当施設に係る業務に従事する従業員に対し、別表第1の2（2）に掲げるところに従い、保安教育を実施する。</p>	<p>第3章 保安教育 (教育訓練)</p> <p>第 11 条 試験部長は、当施設に係る業務を行う従業員に対し、<u>別表第1（1）</u>に掲げるところに従い保安教育を年度ごとに計画する。</p> <p>2 試験部長は、前項の計画に従い保安教育を実施し、その結果を社長へ報告する。</p> <p>3 試験部長は、新たに当施設に係る業務に従事する従業員に対し、<u>別表第1（2）</u>に掲げるところに従い、保安教育を実施する。</p>	<p>(4) 記載の適正化のため</p>

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

変更前	変更後	理由
<p>4 試験部長は、放射線業務従事者のうち緊急作業に従事する者に対し、別表第1の2（3）に掲げる教育を実施する。</p> <p>5 社長は、当施設に係る業務を行う従業員に対して、別表第2（1）第1欄に掲げる保安訓練をそれぞれ同表第2欄に掲げるところに従い、実施する。</p> <p>6 試験部長は、当施設に係る業務を行う従業員に対して、別表第2（2）第1欄に掲げる保安訓練を、それぞれ同表第2欄に掲げるところに従い実施し、その結果を社長へ報告する。なお本訓練は、原子力事業者防災業務計画に基づき、年1回実施する防災訓練と併せて実施することができる。</p> <p>第12条（省略）</p> <p>第4章 災害の防止上特に管理を必要とする設備の操作（省略）</p> <p>第5章 放射線管理（省略）</p> <p>第6章 放射線測定（省略）</p> <p>第7章 施設管理</p> <p>第41条～第43条（省略）</p> <p>第43条の2 検査責任者は、第43条の1の実施計画及び実施要領に基づき、検査を行う。</p> <p>2 検査責任者は、前項の検査が終了したときは、その結果について核燃料取扱主務者の確認を受け、検査対象の施設を管理する被検査部門の責任者に通知する。</p> <p>3 前項の通知を受けた被検査部門の責任者は、検査の結果について核燃料取扱主務者及び社長へ報告する。</p> <p>第8章 核燃料物質の受渡し、貯蔵、運搬（省略）</p> <p>第9章 放射性廃棄物の管理（省略）</p> <p>第10章 非常時の措置（省略）</p> <p>第11章 記録及び報告（省略）</p>	<p>4 試験部長は、放射線業務従事者のうち緊急作業に従事する者に対し、<u>別表第1（3）</u>に掲げる教育を実施する。</p> <p>5 社長は、当施設に係る業務を行う従業員に対して、別表第2（1）第1欄に掲げる保安訓練をそれぞれ同表第2欄に掲げるところに従い、実施する。<u>なお本訓練は、原子力事業者防災業務計画に基づき、年1回実施する防災訓練と併せて実施することができる。</u></p> <p>6 試験部長は、当施設に係る業務を行う従業員に対して、別表第2（2）第1欄に掲げる保安訓練を、それぞれ同表第2欄に掲げるところに従い実施し、その結果を社長へ報告する。</p> <p>第12条（変更なし）</p> <p>第4章 災害の防止上特に管理を必要とする設備の操作（変更なし）</p> <p>第5章 放射線管理（変更なし）</p> <p>第6章 放射線測定（変更なし）</p> <p>第7章 施設管理</p> <p>第41条～第43条（省略）</p> <p>第43条の2 検査責任者は、<u>第43条</u>の実施計画及び実施要領に基づき、検査を行う。</p> <p>2 検査責任者は、前項の検査が終了したときは、その結果について核燃料取扱主務者の確認を受け、検査対象の施設を管理する被検査部門の責任者に通知する。</p> <p>3 前項の通知を受けた被検査部門の責任者は、検査の結果について核燃料取扱主務者及び社長へ報告する。</p> <p>第8章 核燃料物質の受渡し、貯蔵、運搬（変更なし）</p> <p>第9章 放射性廃棄物の管理（変更なし）</p> <p>第10章 非常時の措置（変更なし）</p> <p>第11章 記録及び報告（変更なし）</p>	<p>(4) 記載の適正化のため (3箇所)</p>

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

変更前	変更後	理由
<p>附録I</p> <p>(施行期日) この規定は、認可日以降、社長が定める日から施行する。</p> <p>(沿革)</p> <p>制定 平成 2年 10月 1日 (認可番号 2安(核規)第611号)      改定 平成 3年 1月 7日 (認可番号 2安(核規)第831号)      改定 平成 4年 6月 15日 (認可番号 4安(核規)第356号)      改定 平成 6年 1月 20日 (認可番号 5安(核規)第847号)      改定 平成 9年 5月 26日 (認可番号 9安(核規)第65号)      改定 平成12年 6月 15日 (認可番号 12安(核規)第570号)      全面改定 平成12年12月27日 (認可番号 12安(核規)第783号)      改定 平成13年 3月 29日 (認可番号 12機文科科第30号)      改定 平成13年12月27日 (認可番号 13機文科科第61号)      改定 平成15年 3月 10日 (認可番号 14機文科科第52号)      改定 平成15年 5月 14日 (認可番号 15機文科科第3号)      改定 平成15年 7月 31日 (認可番号 15機文科科第23号)      改定 平成16年 4月 14日 (認可番号 15機文科科第83号)      改定 平成17年 4月 21日 (認可番号 16機文科科第67号)      改定 平成21年 8月 26日 (認可番号 21機文科科第6018号)      改定 平成22年 9月 22日 (認可番号 22受文科科第5125号)      改定 平成26年 4月 28日 (認可番号 原規規発第1404256号)      改定 平成27年 9月 1日  <p>【認可日】 平成27年 8月 5日 (認可番号 原規規発第15080519号)】</p> <p>改定 平成28年 4月 1日</p> <p>【認可日】 平成28年 3月 31日 (認可番号 原規規発第16033136号)】</p> <p>改定 平成29年 9月 4日</p> <p>【認可日】 平成29年 8月 24日 (認可番号 原規規発第1708241号)】</p> <p>改定 平成30年 6月 20日</p> <p>【認可日】 平成30年 6月 11日 (認可番号 原規規発第1806114号)】</p> <p>改定 令和 3年 4月 26日</p> <p>【認可日】 令和 3年 4月 7日 (認可番号 原規規発第2104073号)】</p> <p>改定 令和 4年 5月 11日</p> <p>【認可日】 令和 4年 4月 21日 (認可番号 原規規発第2204215号)】</p> </p>	<p>附録I</p> <p>(施行期日) この規定は、認可日以降、社長が定める日から施行する。</p> <p>(沿革)</p> <p>制定 平成 2年 10月 1日 (認可番号 2安(核規)第611号)      改定 平成 3年 1月 7日 (認可番号 2安(核規)第831号)      改定 平成 4年 6月 15日 (認可番号 4安(核規)第356号)      改定 平成 6年 1月 20日 (認可番号 5安(核規)第847号)      改定 平成 9年 5月 26日 (認可番号 9安(核規)第65号)      改定 平成12年 6月 15日 (認可番号 12安(核規)第570号)      全面改定 平成12年12月27日 (認可番号 12安(核規)第783号)      改定 平成13年 3月 29日 (認可番号 12機文科科第30号)      改定 平成13年12月27日 (認可番号 13機文科科第61号)      改定 平成15年 3月 10日 (認可番号 14機文科科第52号)      改定 平成15年 5月 14日 (認可番号 15機文科科第3号)      改定 平成15年 7月 31日 (認可番号 15機文科科第23号)      改定 平成16年 4月 14日 (認可番号 15機文科科第83号)      改定 平成17年 4月 21日 (認可番号 16機文科科第67号)      改定 平成21年 8月 26日 (認可番号 21機文科科第6018号)      改定 平成22年 9月 22日 (認可番号 22受文科科第5125号)      改定 平成26年 4月 28日 (認可番号 原規規発第1404256号)      改定 平成27年 9月 1日  <p>【認可日】 平成27年 8月 5日 (認可番号 原規規発第15080519号)】</p> <p>改定 平成28年 4月 1日</p> <p>【認可日】 平成28年 3月 31日 (認可番号 原規規発第16033136号)】</p> <p>改定 平成29年 9月 4日</p> <p>【認可日】 平成29年 8月 24日 (認可番号 原規規発第1708241号)】</p> <p>改定 平成30年 6月 20日</p> <p>【認可日】 平成30年 6月 11日 (認可番号 原規規発第1806114号)】</p> <p>改定 令和 3年 4月 26日</p> <p>【認可日】 令和 3年 4月 7日 (認可番号 原規規発第2104073号)】</p> <p>改定 令和 4年 5月 11日</p> <p>【認可日】 令和 4年 4月 21日 (認可番号 原規規発第2204215号)】</p> <p>改定 令和 4年 月 日</p> <p>【認可日】 令和 4年 月 日 (認可番号 )】</p> </p>	(4) 記載の適正化のため

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

変更前				変更後				理由
核燃料物質の種類	主な化合物の名称	年間予定使用量		核燃料物質の種類	主な化合物の名称	年間予定使用量		(1) 1F燃料デブリの取扱いを追加するため (5箇所)
		最大存在量	延べ取扱量			最大存在量	延べ取扱量	
劣化ウラン	酸化ウラン	5 kg-U	5 kg-U	劣化ウラン	酸化ウラン	5 kg-U	5 kg-U	
天然ウラン	酸化ウラン	1 kg-U	1 kg-U	天然ウラン	酸化ウラン	1 kg-U	1 kg-U	
濃縮ウラン (濃縮度 5%未満)	酸化ウラン	3 kg-U (150 g- <sup>235</sup> U)	3 kg-U (150 g- <sup>235</sup> U)	濃縮ウラン (濃縮度 5%未満)	酸化ウラン	3 kg-U (150 g- <sup>235</sup> U)	3 kg-U (150 g- <sup>235</sup> U)	
濃縮ウラン (濃縮度 5%以上 20%未満)	酸化ウラン 金属ウラン	3 kg-U (600 g- <sup>235</sup> U)	3 kg-U (600 g- <sup>235</sup> U)	濃縮ウラン (濃縮度 5%以上 20%未満)	酸化ウラン 金属ウラン	3 kg-U (600 g- <sup>235</sup> U)	3 kg-U (600 g- <sup>235</sup> U)	
濃縮ウラン (濃縮度 □%以上) (密封)	フissionチェンバー	3 g-U (3 g- <sup>235</sup> U)	3 g-U (3 g- <sup>235</sup> U)	濃縮ウラン (濃縮度 □%以上) (密封)	フissionチェンバー	3 g-U (3 g- <sup>235</sup> U)	3 g-U (3 g- <sup>235</sup> U)	
プルトニウム (非密封)	硝酸プルトニウム	0. 1 g-Pu	0. 1 g-Pu	プルトニウム (非密封)	硝酸プルトニウム	0. 1 g-Pu	0. 1 g-Pu	
ウラン-233	硝酸ウラニル	0. 1 g- <sup>233</sup> U	0. 1 g- <sup>233</sup> U	ウラン-233	硝酸ウラニル	0. 1 g- <sup>233</sup> U	0. 1 g- <sup>233</sup> U	
使用済燃料* (初期濃縮度 5%未満) (3.7 TBq 以上)	照射後燃料	4 000 kg-U (4.4×10 <sup>17</sup> Bq)	4 000 kg-U (4.4×10 <sup>17</sup> Bq)	使用済燃料* (初期濃縮度 5%未満) (3.7 TBq 以上)	照射後燃料	3999.99 kg-U (4.4×10 <sup>17</sup> Bq)	3999.99 kg-U (4.4×10 <sup>17</sup> Bq)	
使用済燃料* (初期濃縮度 5%以上 10%未満) (3.7 TBq 以上)	照射後燃料	3 kg-U (3.3×10 <sup>14</sup> Bq)	3 kg-U (3.3×10 <sup>14</sup> Bq)	使用済燃料* (初期濃縮度 5%以上 10%未満) (3.7 TBq 以上)	照射後燃料	3 kg-U (3.3×10 <sup>14</sup> Bq)	3 kg-U (3.3×10 <sup>14</sup> Bq)	
使用済燃料* (初期濃縮度 10%以上 20%未満) (3.7 TBq 以上)	照射後燃料	1 g-U (2.5×10 <sup>11</sup> Bq)	1 g-U (2.5×10 <sup>11</sup> Bq)	使用済燃料* (初期濃縮度 10%以上 20%未満) (3.7 TBq 以上)	照射後燃料	1 g-U (2.5×10 <sup>11</sup> Bq)	1 g-U (2.5×10 <sup>11</sup> Bq)	
* 表面から1メートルの距離における空気吸収線量率(照射直後)が1グレイ毎時を超えるもの。								
□で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。				* 表面から1メートルの距離における空気吸収線量率(照射直後)が1グレイ毎時を超えるもの				

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

変更前				変更後				理由																																														
<p>別表第9 管理区域内における線量当量率等の測定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>頻度</th><th>測定方法</th><th>測定場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">外部放射線に係る線量当量率</td><td>放射線遮蔽物の側壁について毎日作業中1回</td><td rowspan="2">エリヤモニタ又はサーベイメータ</td><td>セルを含む遮蔽物側壁表面、プール水面上、乾式貯蔵試験設備外表面</td></tr> <tr> <td>管理区域内について週1回</td><td>エリアの代表点</td></tr> <tr> <td>管理区域周辺について月1回</td><td>サーベイメータ</td><td>管理区域の境界</td></tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度</td><td>管理区域内について週1回</td><td>室内ゲストモニタ又はエアスニフア</td><td>管理区域内の汚染の可能性のある場所</td></tr> <tr> <td rowspan="2">表面密度</td><td>管理区域内について週1回</td><td rowspan="2">スピナ法又はグライト法</td><td>エリアの代表点</td></tr> <tr> <td>管理区域周辺について月1回</td><td>管理区域の境界(出入口)</td></tr> </tbody> </table>				項目	頻度	測定方法	測定場所	外部放射線に係る線量当量率	放射線遮蔽物の側壁について毎日作業中1回	エリヤモニタ又はサーベイメータ	セルを含む遮蔽物側壁表面、プール水面上、乾式貯蔵試験設備外表面	管理区域内について週1回	エリアの代表点	管理区域周辺について月1回	サーベイメータ	管理区域の境界	空気中の放射性物質濃度	管理区域内について週1回	室内ゲストモニタ又はエアスニフア	管理区域内の汚染の可能性のある場所	表面密度	管理区域内について週1回	スピナ法又はグライト法	エリアの代表点	管理区域周辺について月1回	管理区域の境界(出入口)	<p>別表第9 管理区域内における線量当量率等の測定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>頻度</th><th>測定方法</th><th>測定場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">外部放射線に係る線量当量率</td><td>放射線遮蔽物の側壁について毎日作業中1回</td><td rowspan="2">エリヤモニタ又はサーベイメータ</td><td>セルを含む遮蔽物側壁表面、プール水面上、乾式貯蔵試験設備外表面</td></tr> <tr> <td>管理区域内について週1回*</td><td>エリアの代表点</td></tr> <tr> <td>管理区域周辺について月1回</td><td>サーベイメータ</td><td>管理区域の境界</td></tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度</td><td>管理区域内について週1回*</td><td>室内ゲストモニタ又はエアスニフア</td><td>管理区域内の汚染の可能性のある場所</td></tr> <tr> <td rowspan="2">表面密度</td><td>管理区域内について週1回*</td><td rowspan="2">スピナ法又はグライト法</td><td>エリアの代表点</td></tr> <tr> <td>管理区域周辺について月1回</td><td>管理区域の境界(出入口)</td></tr> </tbody> </table>				項目	頻度	測定方法	測定場所	外部放射線に係る線量当量率	放射線遮蔽物の側壁について毎日作業中1回	エリヤモニタ又はサーベイメータ	セルを含む遮蔽物側壁表面、プール水面上、乾式貯蔵試験設備外表面	管理区域内について週1回*	エリアの代表点	管理区域周辺について月1回	サーベイメータ	管理区域の境界	空気中の放射性物質濃度	管理区域内について週1回*	室内ゲストモニタ又はエアスニフア	管理区域内の汚染の可能性のある場所	表面密度	管理区域内について週1回*	スピナ法又はグライト法	エリアの代表点	管理区域周辺について月1回	管理区域の境界(出入口)	(2)管理区域内における線量当量率等の測定頻度の合理化による見直しのため (4箇所)
項目	頻度	測定方法	測定場所																																																			
外部放射線に係る線量当量率	放射線遮蔽物の側壁について毎日作業中1回	エリヤモニタ又はサーベイメータ	セルを含む遮蔽物側壁表面、プール水面上、乾式貯蔵試験設備外表面																																																			
	管理区域内について週1回		エリアの代表点																																																			
	管理区域周辺について月1回	サーベイメータ	管理区域の境界																																																			
空気中の放射性物質濃度	管理区域内について週1回	室内ゲストモニタ又はエアスニフア	管理区域内の汚染の可能性のある場所																																																			
表面密度	管理区域内について週1回	スピナ法又はグライト法	エリアの代表点																																																			
	管理区域周辺について月1回		管理区域の境界(出入口)																																																			
項目	頻度	測定方法	測定場所																																																			
外部放射線に係る線量当量率	放射線遮蔽物の側壁について毎日作業中1回	エリヤモニタ又はサーベイメータ	セルを含む遮蔽物側壁表面、プール水面上、乾式貯蔵試験設備外表面																																																			
	管理区域内について週1回*		エリアの代表点																																																			
	管理区域周辺について月1回	サーベイメータ	管理区域の境界																																																			
空気中の放射性物質濃度	管理区域内について週1回*	室内ゲストモニタ又はエアスニフア	管理区域内の汚染の可能性のある場所																																																			
表面密度	管理区域内について週1回*	スピナ法又はグライト法	エリアの代表点																																																			
	管理区域周辺について月1回		管理区域の境界(出入口)																																																			
				<p><u>※使用施設における放射線作業が1週間を超える期間内に行われないときは、当該期間内の測定を要しない。ただし、この場合にあっても1月を超えない期間内で1回以上測定するものとする。</u></p>																																																		

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

変更前	変更後	理由																								
<p>別表第13 貯蔵施設の最大収納量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貯蔵設備の名称</th><th>最大収納量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料貯蔵ラック</td><td>使用済燃料 <input type="text"/> (集合体□体、燃料棒□本)</td></tr> <tr> <td>試験後試片保管ラック</td><td>使用済燃料 <input type="text"/></td></tr> <tr> <td>試験後試片用 ストレージピット</td><td>使用済燃料 <input type="text"/></td></tr> <tr> <td>未照射核燃料の貯蔵箱</td><td>劣化ウラン <input type="text"/> 天然ウラン <input type="text"/> 濃縮ウラン（5%未満） <input type="text"/> 濃縮ウラン（5%以上20%未満） <input type="text"/> 濃縮ウラン（□%以上）（密封） <input type="text"/> プルトニウム（非密封） <input type="text"/> ウラン-233 <input type="text"/></td></tr> <tr> <td>微小試片の貯蔵箱</td><td>照射後被覆管 <input type="text"/></td></tr> </tbody> </table> <p>□で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。</p>	貯蔵設備の名称	最大収納量	燃料貯蔵ラック	使用済燃料 <input type="text"/> (集合体□体、燃料棒□本)	試験後試片保管ラック	使用済燃料 <input type="text"/>	試験後試片用 ストレージピット	使用済燃料 <input type="text"/>	未照射核燃料の貯蔵箱	劣化ウラン <input type="text"/> 天然ウラン <input type="text"/> 濃縮ウラン（5%未満） <input type="text"/> 濃縮ウラン（5%以上20%未満） <input type="text"/> 濃縮ウラン（□%以上）（密封） <input type="text"/> プルトニウム（非密封） <input type="text"/> ウラン-233 <input type="text"/>	微小試片の貯蔵箱	照射後被覆管 <input type="text"/>	<p>別表第13 貯蔵施設の最大収納量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貯蔵設備の名称</th><th>最大収納量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料貯蔵ラック</td><td>使用済燃料 <input type="text"/> (集合体□体、燃料棒□本)</td></tr> <tr> <td>試験後試片保管ラック</td><td>使用済燃料 <input type="text"/></td></tr> <tr> <td>試験後試片用 ストレージピット</td><td>使用済燃料 <input type="text"/> <u>（1F燃料デブリを含む）</u></td></tr> <tr> <td>未照射核燃料の貯蔵箱</td><td>劣化ウラン <input type="text"/> 天然ウラン <input type="text"/> 濃縮ウラン（5%未満） <input type="text"/> 濃縮ウラン（5%以上20%未満） <input type="text"/> 濃縮ウラン（□%以上）（密封） <input type="text"/> プルトニウム（非密封） <input type="text"/> ウラン-233 <input type="text"/></td></tr> <tr> <td>微小試片の貯蔵箱</td><td>照射後被覆管 <input type="text"/></td></tr> </tbody> </table>	貯蔵設備の名称	最大収納量	燃料貯蔵ラック	使用済燃料 <input type="text"/> (集合体□体、燃料棒□本)	試験後試片保管ラック	使用済燃料 <input type="text"/>	試験後試片用 ストレージピット	使用済燃料 <input type="text"/> <u>（1F燃料デブリを含む）</u>	未照射核燃料の貯蔵箱	劣化ウラン <input type="text"/> 天然ウラン <input type="text"/> 濃縮ウラン（5%未満） <input type="text"/> 濃縮ウラン（5%以上20%未満） <input type="text"/> 濃縮ウラン（□%以上）（密封） <input type="text"/> プルトニウム（非密封） <input type="text"/> ウラン-233 <input type="text"/>	微小試片の貯蔵箱	照射後被覆管 <input type="text"/>	<p>(1) 1F燃料デブリの取り扱いを追加するため</p>
貯蔵設備の名称	最大収納量																									
燃料貯蔵ラック	使用済燃料 <input type="text"/> (集合体□体、燃料棒□本)																									
試験後試片保管ラック	使用済燃料 <input type="text"/>																									
試験後試片用 ストレージピット	使用済燃料 <input type="text"/>																									
未照射核燃料の貯蔵箱	劣化ウラン <input type="text"/> 天然ウラン <input type="text"/> 濃縮ウラン（5%未満） <input type="text"/> 濃縮ウラン（5%以上20%未満） <input type="text"/> 濃縮ウラン（□%以上）（密封） <input type="text"/> プルトニウム（非密封） <input type="text"/> ウラン-233 <input type="text"/>																									
微小試片の貯蔵箱	照射後被覆管 <input type="text"/>																									
貯蔵設備の名称	最大収納量																									
燃料貯蔵ラック	使用済燃料 <input type="text"/> (集合体□体、燃料棒□本)																									
試験後試片保管ラック	使用済燃料 <input type="text"/>																									
試験後試片用 ストレージピット	使用済燃料 <input type="text"/> <u>（1F燃料デブリを含む）</u>																									
未照射核燃料の貯蔵箱	劣化ウラン <input type="text"/> 天然ウラン <input type="text"/> 濃縮ウラン（5%未満） <input type="text"/> 濃縮ウラン（5%以上20%未満） <input type="text"/> 濃縮ウラン（□%以上）（密封） <input type="text"/> プルトニウム（非密封） <input type="text"/> ウラン-233 <input type="text"/>																									
微小試片の貯蔵箱	照射後被覆管 <input type="text"/>																									

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

変更前					変更後					理由																																				
<b>別表第16 核燃料物質の使用等に関する記録</b>					<b>別表第16 核燃料物質の使用等に関する記録</b>					(2) 管理区域内における線量当量率等の測定頻度の合理化による見直しのため (2箇所)																																				
(1) 核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11に定める記録					(1) 核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11に定める記録																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th><th>記録すべき場合</th><th>記録責任者</th><th>保存責任者</th><th>保存期間</th><th>記録事項</th><th>記録すべき場合</th><th>記録責任者</th><th>保存責任者</th><th>保存期間</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用施設等の施設管理に係る記録 (イ) 使用前確認の結果  (ロ) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名  (ハ) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名</td><td>確認の都度  施設管理の実施の都度  評価の都度</td><td>安全管理部長  試験部長  試験部長</td><td>安全管理部長  試験部長  試験部長</td><td>同一事項に関する次の確認のときまでの期間  施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間  評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間</td><td>1. 使用施設等の施設管理に係る記録 (イ) 使用前確認の結果  (ロ) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名  (ハ) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名</td><td>確認の都度  施設管理の実施の都度  評価の都度</td><td>安全管理部長  試験部長  試験部長</td><td>安全管理部長  試験部長  試験部長</td><td>同一事項に関する次の確認のときまでの期間  施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間  評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間</td><td>5年間</td><td></td></tr> <tr> <td>2. 放射線管理記録 (イ) 使用施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率  (ロ) 放射性廃棄物の排気口又は排水監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度  (ハ) 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率((イ)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間にについての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度  (ニ) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期と</td><td>毎日作業中1回  排気又は排水の都度(連続して排気又は排水をする場合は連続して)  毎週1回  1年間の線量にあっては毎年度1回、3月間の線量にあっては3月ごとに1回、1月間の線量にあっては1月毎に1回</td><td>放射線管理グループ長  放射線管理グループ長  放射線管理グループ長  放射線管理グループ長</td><td>放射線管理グループ長  放射線管理グループ長  放射線管理グループ長  放射線管理グループ長</td><td>5年間  5年間  5年間  核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11第5項に定める期間</td><td>2. 放射線管理記録 (イ) 使用施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率  (ロ) 放射性廃棄物の排気口又は排水監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度  (ハ) 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率((イ)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間にについての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度  (ニ) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期と</td><td>毎日作業中1回  排気又は排水の都度(連続して排気又は排水をする場合は連続して)  毎週1回<sup>※1</sup>  1年間の線量にあっては毎年度1回、3月間の線量にあっては3月ごとに1回、1月間の線量にあっては1月毎に1回</td><td>放射線管理グループ長  放射線管理グループ長  放射線管理グループ長  放射線管理グループ長</td><td>放射線管理グループ長  放射線管理グループ長  放射線管理グループ長  放射線管理グループ長</td><td>5年間  5年間  5年間  核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11第5項に定める期間</td><td>5年間</td><td></td></tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者						保存期間	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間		1. 使用施設等の施設管理に係る記録 (イ) 使用前確認の結果  (ロ) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名  (ハ) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	確認の都度  施設管理の実施の都度  評価の都度	安全管理部長  試験部長  試験部長	安全管理部長  試験部長  試験部長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間  施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間  評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	1. 使用施設等の施設管理に係る記録 (イ) 使用前確認の結果  (ロ) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名  (ハ) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	確認の都度  施設管理の実施の都度  評価の都度	安全管理部長  試験部長  試験部長	安全管理部長  試験部長  試験部長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間  施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間  評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	5年間		2. 放射線管理記録 (イ) 使用施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率  (ロ) 放射性廃棄物の排気口又は排水監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度  (ハ) 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率((イ)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間にについての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度  (ニ) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期と	毎日作業中1回  排気又は排水の都度(連続して排気又は排水をする場合は連続して)  毎週1回  1年間の線量にあっては毎年度1回、3月間の線量にあっては3月ごとに1回、1月間の線量にあっては1月毎に1回	放射線管理グループ長  放射線管理グループ長  放射線管理グループ長  放射線管理グループ長	放射線管理グループ長  放射線管理グループ長  放射線管理グループ長  放射線管理グループ長	5年間  5年間  5年間  核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11第5項に定める期間	2. 放射線管理記録 (イ) 使用施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率  (ロ) 放射性廃棄物の排気口又は排水監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度  (ハ) 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率((イ)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間にについての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度  (ニ) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期と	毎日作業中1回  排気又は排水の都度(連続して排気又は排水をする場合は連続して)  毎週1回 <sup>※1</sup>  1年間の線量にあっては毎年度1回、3月間の線量にあっては3月ごとに1回、1月間の線量にあっては1月毎に1回	放射線管理グループ長  放射線管理グループ長  放射線管理グループ長  放射線管理グループ長	放射線管理グループ長  放射線管理グループ長  放射線管理グループ長  放射線管理グループ長	5年間  5年間  5年間  核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11第5項に定める期間	5年間		<p><b>※1</b> 使用施設における放射線作業が1週間にを超える期間内に行われないとときは、当該期間内の測定を要しない。ただし、この場合にあっても1月を超えない期間内で1回以上測定するものとする。</p>					
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間																																					
1. 使用施設等の施設管理に係る記録 (イ) 使用前確認の結果  (ロ) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名  (ハ) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	確認の都度  施設管理の実施の都度  評価の都度	安全管理部長  試験部長  試験部長	安全管理部長  試験部長  試験部長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間  施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間  評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	1. 使用施設等の施設管理に係る記録 (イ) 使用前確認の結果  (ロ) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名  (ハ) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	確認の都度  施設管理の実施の都度  評価の都度	安全管理部長  試験部長  試験部長	安全管理部長  試験部長  試験部長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間  施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間  評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	5年間																																				
2. 放射線管理記録 (イ) 使用施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率  (ロ) 放射性廃棄物の排気口又は排水監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度  (ハ) 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率((イ)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間にについての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度  (ニ) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期と	毎日作業中1回  排気又は排水の都度(連続して排気又は排水をする場合は連続して)  毎週1回  1年間の線量にあっては毎年度1回、3月間の線量にあっては3月ごとに1回、1月間の線量にあっては1月毎に1回	放射線管理グループ長  放射線管理グループ長  放射線管理グループ長  放射線管理グループ長	放射線管理グループ長  放射線管理グループ長  放射線管理グループ長  放射線管理グループ長	5年間  5年間  5年間  核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11第5項に定める期間	2. 放射線管理記録 (イ) 使用施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率  (ロ) 放射性廃棄物の排気口又は排水監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度  (ハ) 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率((イ)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間にについての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度  (ニ) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期と	毎日作業中1回  排気又は排水の都度(連続して排気又は排水をする場合は連続して)  毎週1回 <sup>※1</sup>  1年間の線量にあっては毎年度1回、3月間の線量にあっては3月ごとに1回、1月間の線量にあっては1月毎に1回	放射線管理グループ長  放射線管理グループ長  放射線管理グループ長  放射線管理グループ長	放射線管理グループ長  放射線管理グループ長  放射線管理グループ長  放射線管理グループ長	5年間  5年間  5年間  核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11第5項に定める期間	5年間																																				

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

変更前					変更後					理由
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	
する各3月間の線量並びに本人の申出等により使用者が妊娠の事を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量					する各3月間の線量並びに本人の申出等により使用者が妊娠の事を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量					
(ホ) 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間ににおいて毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間以降に限る)	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	(二)に同じ	(ホ) 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間ににおいて毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間以降に限る)	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	(二)に同じ	
(ヘ) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	(二)に同じ	(ヘ) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	(二)に同じ	
(ト) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	(二)に同じ	(ト) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	(二)に同じ	
(チ) 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	ホット試験室長	安全管理部長	1年間	(チ) 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	ホット試験室長	安全管理部長	1年間	
(リ) 廃棄施設に保管廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	ホット試験室長	放射線管理グループ長	使用の廃止までの期間	(リ) 廃棄施設に保管廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	ホット試験室長	放射線管理グループ長	使用の廃止までの期間	
(ヌ) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化的都度	ホット試験室長	放射線管理グループ長	使用の廃止までの期間	(ヌ) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化的都度	ホット試験室長	放射線管理グループ長	使用の廃止までの期間	
3. 操作記録 (イ) 警報装置から発せられた警報の内容*	その都度	ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長	ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長	1年間	3. 操作記録 (イ) 警報装置から発せられた警報の内容*	その都度	ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長	ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長	1年間	(4) 記載の適正化のため

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

変更前					変更後					理由
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	
4. 使用施設等の事故記録 (イ) 事故の発生及び復旧の日時  (ロ) 事故の状況及び事故に際して採った処置  (ハ) 事故の原因  (二) 事故後の処置	その都度  その都度  その都度  その都度	試験部長及び安全管理部長  試験部長及び安全管理部長  試験部長及び安全管理部長  試験部長及び安全管理部長	試験部長及び安全管理部長  試験部長及び安全管理部長  試験部長及び安全管理部長  試験部長及び安全管理部長	使用の廃止までの期間  使用の廃止までの期間  使用の廃止までの期間  使用の廃止までの期間	4. 使用施設等の事故記録 (イ) 事故の発生及び復旧の日時  (ロ) 事故の状況及び事故に際して採った処置  (ハ) 事故の原因  (二) 事故後の処置	その都度  その都度  その都度  その都度	試験部長及び安全管理部長  試験部長及び安全管理部長  試験部長及び安全管理部長  試験部長及び安全管理部長	試験部長及び安全管理部長  試験部長及び安全管理部長  試験部長及び安全管理部長  試験部長及び安全管理部長	使用の廃止までの期間  使用の廃止までの期間  使用の廃止までの期間  使用の廃止までの期間	
5. 保安教育の記録 (イ) 保安教育の実施計画  (ロ) 保安教育の実施日時及び項目  (ハ) 保安教育を受けた者の氏名	策定の都度  実施の都度  実施の都度	試験部長  試験部長  試験部長	試験部長  試験部長  試験部長	3年間  3年間  3年間	5. 保安教育の記録 (イ) 保安教育の実施計画  (ロ) 保安教育の実施日時及び項目  (ハ) 保安教育を受けた者の氏名	策定の都度  実施の都度  実施の都度	試験部長  試験部長  試験部長	試験部長  試験部長  試験部長	3年間  3年間  3年間	
6. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	保安品質保証責任者  保安品質保証責任者	保安品質保証責任者  保安品質保証責任者	当該文書又は変更後3年が経過するまでの期間	6. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	保安品質保証責任者  保安品質保証責任者	保安品質保証責任者  保安品質保証責任者	当該文書又は変更後3年が経過するまでの期間	
<p>* 核燃料物質使用許可申請書に記載された警報発報について記録を行う。</p> <p>検査 点検 保守 工事 訓練及び設備の起動・停止に伴う異常ではないことが明らかなら警報発報を除く。</p> <p>※2 核燃料物質使用許可申請書に記載された警報発報について記録を行う。</p> <p>検査 点検 保守 工事 訓練及び設備の起動・停止に伴う異常ではないことが明らかなら警報発報を除く。</p>										